

長洲町飲食業、小売業、理美容業等の事業継続支援給付金

新型コロナウイルス感染症(第3波)の感染拡大に伴う熊本県独自の緊急事態宣言の発出又は休業要請及び営業時間短縮等により経営に深刻な影響を被っている町内の旅館業、飲食業、小売業、理容業、美容業、生活関連サービス業等を営んでいる事業者の皆様に、事業の持続・継続を支え、再起の糧としていただくことを目的として事業全般に広く活用するために給付金を支給します。

■対象者 次の要件を全て満たす事業者の方

- (1) 日本標準産業分類中、小売業、宿泊業、飲食店、生活関連サービス業を営んでいる方
- (2) 令和2年4月1日において前号に該当する営業を行うにあたり必要な営業許可を受けている方で、町内に店舗又は店舗事務所を設置し営業を行っている方で、今後も事業を継続する意思を有する方
- (3) 令和2年12月から令和3年2月までの3か月間の事業収入の合計が、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月3か月間の事業収入の合計(国及び地方公共団体から支給される現金給付を含む)と比較して**30%以上減少**した方
- (4) 町税等の滞納がない方

■給付金額 1事業者につき**10万円**(1回限り)

(令和3年4月1日において**従業員が4人以上いる事業者は20万円**)
ただし、**宿泊業及び飲食業を営む事業者は10万円を加算**

■申請期間 **令和3年4月1日(木)～令和3年6月30日(水)**

■申請方法 持参又は郵送

■申請書類

- ①長洲町飲食業、小売業、理美容業等の事業継続支援給付金申請書兼請求書(様式第1号)
 - ②月別売上表(様式第2号)
 - ③誓約書(様式第3号)
 - ④営業を行うにあたり必要な営業許可の写し
 - ⑤令和2年分の確定申告書の控えの写し及び令和元年分の確定申告書の写し又は所得税申告決算書の控えの写し
 - ⑥月間事業収入が分かるものの写し(売上台帳、帳簿等)
 - ⑦町税等に係る未納がない証明書(町外に住所を有する方のみ)
 - ⑧履歴事項全部証明書の写し(法人)又は本人確認書類の写し(個人事業者)
- ※長洲町旅館・飲食事業者等及び理容・美容事業者等感染拡大防止対策支援給付金の決定通知書の写し又は長洲町旅館・飲食事業者感染対策事業費補助金の決定通知書の写しを提出した場合は、④の書類の提出は省きます。

■申請・問合せ先

〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲 2766 番地
長洲町役場 まちづくり課 商工観光係 宛

※持参の受付時間：8時30分～17時15分(土日・祝日を除く)